# 質問と回答（平成29年12月22日回答分）

| NO. | 対象業務名 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|
| 1 | 平成30・31年度札幌市民交流プラザ設備保守管理業務 | 告示３－（９）<br>設備保守管理業務の実務履行実績の要件に清掃業務の履行実績（１２か月以上）があることの記載がありますが、設備保守管理業務の誤りでしょうか？ | 設備保守管理業務の誤りです。平成29年12月１日付で告示の訂正を行っております。 |
| 2 | 平成30・31年度札幌市民交流プラザ設備保守管理業務 | 設備保守管理業務仕様書１２－（１）<br>消耗品の記載に、「委託費を超える材料については委託者の負担による部品購入により修理する」の記載がありますが、委託費を超える材料とは具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。 | 委託費とは委託者（当財団）から受託者に支払う設備保守管理業務の総額費用のことです。<br>委託費を超える材料とは、仕様書の「12.消耗品等(1)①及び②」に記載していない消耗品等、計器工具等のうち、委託者と受託者が協議し、委託者が負担する必要があるとの判断に至ったものを指します。現在想定している具体的な材料は、仕様書の「17.費用負担」に記載している空調用プレフィルター・中性能フィルター、Vベルト、パッキン類等の設備消耗品等です。 |
| 3 | 平成30・31年度札幌市民交流プラザ設備保守管理業務 | 設備保守管理業務 仕様書 4頁<br>12.消耗品等（1）の「 ～委託費を超える材料については委託者の負担による部品購入により修理するものとする。」との記載がありますが、ここでいう委託費とは札幌芸術文化財団から受託者に支払われる設備保守管理業務の総額費用となるのでしょうか。違うとすれば委託費を超える材料とは具体的にいくらを想定されていますか。 | |
| 4 | 平成30・31年度札幌市民交流プラザ設備保守管理業務 | 設備保守管理業務仕様書１７<br>費用負担の区分表が有りますが、従事者のロッカー室、ロッカー本体は委託者負担で準備頂けるのでしょうか？ | 従事者のロッカー室（控室）、ロッカー本体は委託者負担で準備します。 |
| 5 | 平成30・31年度札幌市民交流プラザ設備保守管理業務 | 設備保守管理業務仕様書１７<br>費用負担の区分表が有りますが、⑧及び⑨に記載の消耗品、工具類は、前記１２消耗品①及び②に記載されている、消耗品及び計器工具等の事を指していると理解して宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 6 | 平成30・31年度札幌市民交流プラザ設備保守管理業務 | 設備保守管理業務仕様書２０<br>参考見積の時間単価提示について、夜間作業立会増員費の単価提示があります。①立会時間帯は記載の22：30～翌08：00-9.5時間勤務の場合でよろしいでしょうか。(深夜の出退勤では公共交通機関が利用出来ません。)<br>②時間単価は、上記9.5時間勤務の場合の深夜時間単価とそれ以外の時間単価の加重平均単価として宜しいでしょうか。 | ①公共交通機関が利用できないためなど、単価提示ができない場合については、22:30～翌08:00までの9.5時間勤務の場合とするなど、条件を加えて提示していただいて構いません。<br>②加重平均単価とする必要はありません。契約後の参考となるよう、時間単価が異なる時間毎に金額を提示してください。<br>（例：22:30～翌6:00までは１時間当たり○○円、6:00～8:00までは１時間当たり○○円） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 7 | 平成30・31年度札幌市民交流プラザ<br>設備保守管理業務 | 設備保守管理業務仕様書２０<br>参考見積の時間単価提示について、「入札書」には記載箇所がありません。提示の時期と提示の方法についてご教示願います。 | 落札候補者のみ参考見積を提出して下さい。落札候補者とならなかった方は、参考見積の提出は不要です。<br>参考見積の提出方法については、落札候補者決定後、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、競争入札参加を有することを証する書類と一緒に参考見積を提出してください。書式は任意としますが、押印をしてください。 |
| 8 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ<br>清掃業務 | 清掃業務仕様書２０<br>参考見積の時間単価提示について、「入札書」には記載箇所がありません。提示の時期と提示の方法についてご教示願います。 | |
| 9 | 平成30・31年度札幌市民交流プラザ<br>設備保守管理業務 | 設備保守管理業務仕様書　20.参考見積<br>参考見積の提出は入札時に持参でよろしいでしょうか。また、書式の指定や弊社押印の有無等がありますでしょうか。ご教示下さい。 | |
| 10 | 平成30・31年度札幌市民交流プラザ<br>設備保守管理業務 | 参考見積の時間単価はどのような形でご提示させて頂ければよいでしょうか。 | |
| 11 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ<br>清掃業務 | 参考見積の時間単価はどのようにご提示させていただいたらよろしいでしょうか。 | |
| 12 | 平成30・31年度札幌市民交流プラザ<br>設備保守管理業務 | 設備保守管理業務点検基準書　Ⅱ設備保守業務基準　全熱交換器　エレメント<br>エレメントの清掃実施についての記載がありますが、機器によっては交換を必要とする機器もありますが、今回の対象機器はエレメントの清掃が可能な機器として、掃除機による除塵清掃として考えて宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 13 | 平成30・31年度札幌市民交流プラザ<br>設備保守管理業務 | 設備保守管理業務点検基準書　Ⅱ設備保守業務基準　空調設備ﾎﾟﾝﾌﾟ　操作盤<br>インバーターの機能に異常がないことの点検項目がありますが、この点検内容は、常駐の設備員でできる範囲（作動している事の確認程度）として宜しいでしょうか？または、専門業者によるセンサー等の機器についての詳細点検が必要になるでしょうか。 | 必ずしも専用の測定器等を用いた詳細な点検を行うものとはしませんが、点検内容に記載のとおりインバーターの機能に異常がないことを点検してください。 |
| 14 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ<br>清掃業務 | 清掃業務仕様書４－（１）－①一般清掃－ア<br>「低所壁面及びガラス面」の記述がありますが、「低所」とは脚立等を使用しない作業員の手の届く範囲として理解して宜しいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |
| 15 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ<br>清掃業務 | 清掃業務仕様書４－（１）－①一般清掃－イ<br>公演日の日数が記載されていますが、記載の日数を超える場合は別途費用として請求させて頂く事は可能でしょうか？<br>（平成30年度 125日、平成31年度250日を超える清掃対象日数について） | 可能です。その際は別途協議させていただきます。 |
| 16 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ<br>清掃業務 | 清掃業務仕様書４－（１）－①一般清掃－イ<br>公演日の日数について、リハーサル等も清掃対象日となる場合がある事の記載がありますが、記載の日数はリハーサル等を含む清掃対象日数として理解して宜しいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |
| 17 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ<br>清掃業務 | 清掃業務仕様書４－（１）－②巡回清掃－イ<br>公演日の日数が記載されていますが、記載の日数を超える場合は別途費用として請求させて頂く事は可能でしょうか？<br>（平成30年度 125日、平成31年度250日を超える清掃対象日数について） | 可能です。その際は別途協議させていただきます。 |
| 18 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ<br>清掃業務 | 清掃業務仕様書４－（１）－②巡回清掃－イ<br>公演日の日数について、リハーサル等も清掃対象日となる場合がある事の記載がありますが、記載の日数はリハーサル等を含む清掃対象日数として理解して宜しいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 19 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ<br>清掃業務 | 清掃業務仕様書４－（１）－③使用毎清掃－イ<br>使用毎の清掃を行う作業日数についての記載がありますが、記載の日数を超える場合は別途費用として請求させて頂く事は可能でしょうか？<br>（平成30年度 150日、平成31年度300日を超える清掃対象日数について） | 可能です。その際は別途協議させていただきます。 |
| 20 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ<br>清掃業務 | 清掃業務仕様書４－（２）定期清掃<br>定期清掃は受託者側の責任により再委託として良いでしょうか？ | 原則禁止ですが、業務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は可能です。 |
| 21 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ<br>警備及び総合案内業務 | 本業務の再委託は可能でしょうか。 | |
| 22 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ<br>清掃業務 | 本業務の再委託は可能でしょうか。 | |
| 23 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ<br>清掃業務 | 清掃業務仕様書４－（２）定期清掃－①－※剥離洗浄について<br>剥離清掃の実施は委託者と受託者の協議によって行う事と記載されておりますが、剥離清掃を行う場合の費用については、別途ご請求させて頂く考えで宜しいでしょうか？ | 床材、床の状態によっては実施しない可能性がありますが、実施する場合は本入札金額内で実施していただきます。 |
| 24 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ<br>清掃業務 | 定期清掃のワックスの剥離洗浄は委託者と協議の上実施、とありますが、実施した場合の費用は本入札金額内で実施するとの認識でよろしいでしょうか。 | |
| 25 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ<br>清掃業務 | 清掃業務仕様書４－（２）定期清掃－②その他<br>書架、照明器具、ディスプレイの清掃について除塵作業の記載がありますが、全ての清掃対象物をフラワークリーンによる埃取り程度の清掃として理解して宜しいでしょうか？ | 清掃業務標準書２ページ１（２）定期清掃基準に作業内容を記載しております。 |
| 26 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ<br>清掃業務 | 清掃業務仕様書４－（３）特別清掃－③<br>ロールブラインド及び電動ロールカーテンの清掃について記載がありますが、除塵程度の清掃として考えて宜しいでしょうか？ | 清掃業務標準書18ページ４．特別清掃手順に作業内容を記載しております。 |
| 27 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ<br>清掃業務 | 清掃業務仕様書５－（１）－①－ウ<br>劇場、楽屋、貸室等の清掃について、そのイベント毎に使用時間帯が違うとのことになると考えますが、基本的な使用可能時間の設定等があれば開示願います。<br>また、記載の内容からすると深夜時間帯の作業を行う場合も発生するとの認識で宜しいでしょうか？ | 劇場、楽屋、貸室等の使用について、区分は次の３つに分かれています。<br>午前（9時～12時）、午後（13時～16時）、夜間（17時～22時）<br>一般清掃は、その日の使用が終了した時点から翌日の使用までの間に行ってください。<br>＜例＞<br>①その日の使用が午前のみの場合、12時以降から日常清掃を行うことが可能です。<br>②その日の使用が午後までの場合、16時以降に日常清掃を行うことが可能です。<br>③その日の使用が夜間までの場合、22時以降に日常清掃を行うことが可能です。<br>（ただし、延長する場合もありますのでご注意ください。）<br>④①～③いずれの場合においても、翌日の使用までの間であれば翌朝等に行うことも可能です。<br>なお、仕様書５（１）一般清掃①日常清掃については、「一般」と「日常」の記載が逆になっております。 |
| 28 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ<br>清掃業務 | 清掃業務仕様書１７<br>費用負担についての記載がありますが、ゴミ袋及び給湯室三角コーナー用ゴミ袋等も委託者負担として考えて宜しいでしょうか？ | ゴミ袋及び給湯室三角コーナー用ゴミ袋については、委託者負担とします。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 29 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ清掃業務 | 清掃業務仕様書２０　参考見積について<br>清掃増員費の単価提示がありますが、<br>①作業時間帯としては深夜時間帯にかからないものとして考えて宜しいでしょうか。（深夜の場合は、単価が割増しになる、公共交通機関が利用出来ない等の考慮が必要になります）<br>②増員作業時間は7～8時間程度と考えて宜しいでしょうか。（短時間の場合、交通費等の割り返しで、単価が上がります） | ①深夜時間でない場合の単価提示をお願いします。<br>②できる限り短時間の場合の単価提示をお願いします。交通費が別途必要な場合はその旨を記載していただければ結構です。１時間当たり単価でない場合は、必ず何時間での単価であるかを明らかにしてください。 |
| 30 | 平成30･31年度札幌市民交流プラザ清掃業務 | 清掃業務標準書３－定期清掃　弾性床・木質床・硬質床<br>剥離洗浄の記載がありますが、作業によって排出される剥離廃液は弱アルカリ性の液体になるのですが、産業廃棄物処理として処理を行う必要はありますか。 | 関係法令を遵守し、適正に処理願います。 |
| 31 | 平成30・31年度札幌市民交流プラザ設備保守管理業務 | 設備保守管理業務 仕様書 5頁<br>17.費用負担において、「⑤委託者との情報共有用パソコン及びそれらの通信回線・通信費」が委託者負担となっておりますが、ご用意いただけるパソコンの台数は何台となりますか。このパソコンはインターネットに接続可能なものとなりますか。またこれに接続するプリンターは受託者負担となりますか。受託者負担で用意したパソコンを委託者が用意したインターネット回線に接続させていただけるでしょうか。接続出来ない場合に受託者が別にインターネット回線（光回線）を敷設することは可能でしょうか。（費用は受託者負担） | 委託者負担で用意するパソコンは１台です。このパソコンはインターネット接続が可能です。接続するプリンターは受託者負担となります。<br>受託者負担で用意したパソコンは、委託者負担で用意するインターネット回線に接続できません。<br>受託者が別にインターネット回線（光回線）を敷設することは可能ですが、敷設に伴う工事費、初期費用、通信回線・通信費等は受託者負担となります。 |